




## 【 まちの将来像1 】

ともに支え合い、健やかに暮らせるまち

## 1 施策の概要

1	施策	1-1	地域福祉を推進する
2	対応するSDGs	  	
3	施策の方向性	地域住民等の支え合いとも連動しながら、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず全世代・全対象型の包括的支援体制を推進し、すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくりを進めます。	
4	取組	1-1-1	多様な主体の協働による地域福祉の推進
		1-1-2	地域における相談支援体制の充実
		1-1-3	すべての人の権利が守られる地域社会の推進





## 2 新規・拡充事業等

1	事業名	1-1-1	総合保健福祉計画推進事業	担当課		
	目的	すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくりの実現に向け、総合保健福祉計画を推進し、地域福祉の向上を図る。				
	内容	総合保健福祉計画（第2次）の分野別計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の次期計画の策定等を行う。			方向性	
					R2	臨時拡充
					R3	継続
					R4	臨時拡充
R5	臨時拡充					
R6	継続					
2	事業名	1-1-1	社会福祉協議会支援事業	担当課		
	目的	茨木市社会福祉協議会に助成を行うことにより、行政との連携や事業運営の安定化を促進し、もって地域福祉の推進を図る。				
	内容	茨木市社会福祉協議会が『茨木市社会福祉協議会中期財政改善計画』に基づき事業を整理するのにあわせて、同会の本来的な役割である「地域福祉」を推進するための事業が効率的・効果的に実施されるよう、助成内容の見直しを行う。			方向性	
					R2	継続
					R3	継続
					R4	継続
R5	継続					
R6	継続					
3	事業名	1-1-2	地域包括支援センターの増設	担当課		
	目的	地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、中核的役割を担う地域包括支援センター機能の充実・強化を図る。				
	内容	令和3年4月に、地域包括支援センターを11か所から12か所へ増設する。 令和5年度までに、地域包括支援センターを14か所設置する。 また、14か所中5か所の地域包括支援センターは、新設する地区保健福祉センター内に設置する。経費として、センター業務委託料、システム賃借料などを計上する。			相談支援課	
					方向性	
					R2	拡充
					R3	拡充
R4	拡充					
R5	拡充					
R6	継続					
4	事業名	1-1-2	地区保健福祉センターの設置	担当課		
	目的	子どもから高齢者、障害者、生活困窮者等の個人のみならず、世帯における生活上の不安や悩みなどを包括的に受けとめ、適切な支援制度等へ迅速につなぎ、世帯が抱える問題の早期解決を図る地域のワンストップ窓口として、（仮称）地区保健福祉センター5か所を整備する。				
	内容	令和3年度に、（仮称）地区保健福祉センターを1か所開設し、令和5年度までに全5か所の開設を目指す。 経費として 令和2年度は、センター開設準備費（事務所備品、消耗品等）を計上し、令和3年度以降は、センター開設準備費に加え、センター運営費（営繕、消耗品等）を計上する。			相談支援課	
					方向性	
					R2	新規
					R3	拡充
R4	拡充					
R5	拡充					
R6	継続					

## 2 新規・拡充事業等

5	事業名	1-1-3 包括的支援事業（高齢者権利擁護事業）	担当課	
	目的	虐待に発展することを未然に防ぐため、相談支援体制を強化するとともに、早期発見から迅速な通報につなげ早期解決が図れるよう、関係機関との連携・協力体制の充実・強化を目指す。	相談支援課	
			方向性	
	内容	虐待や不適切なケア等を発見しやすい立場にある介護支援専門員や介護サービス事業者、医療機関等の専門職向けとして、虐待の兆候の早期発見の視点や予防策などに関する研修を実施する。	R2	拡充
			R3	継続
			R4	継続
R5			継続	
		R6	継続	

## 1 施策の概要

1	施策	1-2	高齢者への支援を推進する
2	対応するSDGs	   	
3	施策の方向性	元気で活動的な高齢者も社会の支え手の一員となることができるよう体制を整備し、高齢者の社会参加の機会が充実するなど、地域の活性化を図ります。 高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した生活ができる環境を整備します。	
4	取組	1-2-1	地域活動・社会参加の促進
		1-2-2	地域包括ケアシステム等の推進


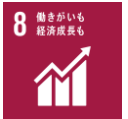


## 2 新規・拡充事業等

1	事業名	1-2-1	高齢者活動支援センター及び多世代交流センター事業の見直し	担当課	地域福祉課	
	目的	高齢者活動支援センター及び多世代交流センターの連携に基づき新たな「高齢者の居場所と出番」を創出し、いきがい支援、介護予防の推進を図る。			方向性	
	内容	高齢者活動支援センターにおける「シニアマイスター登録派遣事業」と多世代交流センターにおける「世代間交流事業」の連携を促進し、更なるいきがい支援・世代間交流を図る。			R2	拡充
					R3	継続
					R4	継続
					R5	継続
R6	継続					
2	事業名	1-2-1	地域リーダー養成事業の新設	担当課	地域福祉課	
	目的	既存の地域活動団体の持続的な運営に向け、地域活動リーダーの育成を図る。			方向性	
	内容	老人クラブ会長・役員等を担う新たな人材を養成する。 民生委員・児童委員を始めとする地域福祉の新たな担い手を養成する。			R2	新規
					R3	継続
					R4	継続
					R5	継続
R6	継続					
3	事業名	1-2-1	街かどデイハウス事業	担当課	長寿介護課	
	目的	概ね65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者を対象に、住民主体による居場所・集いの場の提供や介護予防の支援等を行い、高齢者が地域で生活できる拠点づくりを図る。			方向性	
	内容	・R2年度まで新規実施者の募集を行い拡充を図る。 ・次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間中（R3～5）に、コミュニティデイハウス事業への完全移行をめざす。			R2	拡充
					R3	継続
					R4	継続
					R5	完了
R6						
4	事業名	1-2-1	コミュニティデイハウス事業	担当課	長寿介護課	
	目的	介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体の「通所型サービスB」として、地域における元気な高齢者・事業対象者・要支援高齢者等の居場所・介護予防の拠点を運営し、要支援者まで含めた高齢者が地域で生活できる拠点づくりを図る。			方向性	
	内容	・既存の街かどデイハウスからの移行を図る。 ・現在は、街かどデイハウスでの運営実績がある団体を移行しているが、新規開設時からコミュニティデイハウスを運営できるよう検討する。			R2	拡充
					R3	拡充
					R4	拡充
					R5	拡充
R6	拡充					

## 2 新規・拡充事業等

5	事業名	1-2-1 一般介護予防事業	担当課	
	目的	65歳以上の方及びその支援のための活動をする方を対象に、多様な主体により実施される、高齢者の日常生活動作の向上、社会参加の促進、居場所づくり等を行い、介護の前段階から予防を行うとともに高齢者の居場所と出番づくりを行い高齢者の健康や暮らしの向上を目指すもの。	長寿介護課	
			方向性	
	内容	住民主体の介護予防を普及・啓発するため、介護予防活動等に取り組んでいる住民団体の市内マップ作成を図っていく。	R2	拡充
			R3	拡充
			R4	拡充
R5			拡充	
			R6	拡充

## 1 施策の概要

1	施策	1-3	障害者への支援を推進する
2	対応するSDGs	   	
3	施策の方向性	茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例にのっとり、障害福祉サービスの充実や雇用・社会参加を進めるとともに、障害を正しく理解し、合理的配慮が適切に提供され、誰もが地域社会で自立して安心して生活できる共生社会の構築を進めます。	
4	取組	1-3-1	障害福祉サービスの充実
		1-3-2	障害者の雇用・就労対策の促進
		1-3-3	障害者の社会活動への参加促進


## 2 新規・拡充事業等

1	事業名	1-3-1	基幹相談支援センター運営事業	担当課
	目的	障害者の在宅生活を支えるために、令和2年度末を目途に、障害者の地域生活支援拠点の基盤整備として、面的整備を進める。 ※拠点の5つの機能（①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり）		相談支援課
	内容	市内5か所の（仮称）地区保健福祉センターを「地域生活支援拠点（①と⑤の機能）」として位置づけ、市直営の基幹相談支援センターとともに地域の体制づくりを推進するため、会計年度任用職員を増員し、基幹相談支援センターの強化を図る。		方向性 R2 新規 R3 拡充 R4 拡充 R5 拡充 R6 継続
2	事業名	1-3-1	基幹相談支援センターの機能強化	担当課
	目的	計画相談専門員に対する指導・育成及び障害福祉サービスの適正化		障害福祉課
	内容	障害福祉サービスの支給決定調査機能の追加を行う。 支給決定に関する調査を行う職員を会計年度任用職員として採用し、支給決定に関する相談業務や調査記録票の作成、支給決定後の利用者、同居人、サービス提供事業所への状況確認に関する業務等を行う。		方向性 R2 新規 R3 継続 R4 継続 R5 継続 R6 継続
3	事業名	1-3-1	重度重複障害者等支援事業補助金の補助対象の見直し	担当課
	目的	国の報酬改定により加算が新設されたことにより、効果が重複する部分について市の補助対象を見直す。		障害福祉課
	内容	生活介護、短期入所又は共同生活援助を行う事業者に対し、要綱で規定しているサービスの提供を行った場合に補助金を交付していたが、重度障害者支援加算の新設に伴い、生活介護における補助対象のうち行動援護者（区分3～6かつ行動援護点数が10点以上）を除くこととする。また、今後事業のあり方について廃止を含め検討する。		方向性 R2 縮小 R3 継続 R4 廃止 R5 R6
4	事業名	1-3-1	地域活動支援センターⅢ型事業の見直し	担当課
	目的	実績が廃止基準に抵触している事業所が見受けられることや、同種事業（子ども・若者支援）により目的が達成できると考えられるため、委託料の減額やあり方等を見直す。		障害福祉課
	内容	実績が廃止基準に抵触している事業所については委託料の減額・廃止を行うとともに、事業のあり方等について次期総合保健福祉計画で見直しを検討する。 ※令和元年度にはスリーケア及びさきはうが事業廃止になるため、5か所から3か所に縮小		方向性 R2 縮小 R3 縮小 R4 縮小 R5 縮小 R6 縮小

## 2 新規・拡充事業等

5	<b>事業名</b>	1-3-2 障害者施設自主製品販路等拡大事業	<b>担当課</b>		
	<b>目的</b>	障害者施設の活動による自主製品の販路拡大及び製品力の向上を目指す。	障害福祉課		
			<b>方向性</b>		
	<b>内容</b>	大型商業施設等での販売機会を設けるよう働きかけるほか、専門的知見を持ったコーディネーター等を活用し、新商品開発や生産性の向上にも努める。 また、意欲のある障害者事業所に対して重点的な後押しができるよう検討する。	R2	拡充	
			R3	継続	
			R4	継続	
R5			継続		
		R6	継続		

## 1 施策の概要




1	施策	1-4	生活困窮者への支援を推進する
2	対応するSDGs		
3	施策の方向性	生活に困窮する市民に対し、様々なサービスを適切に提供するとともに、困窮状態から自立が図られ、誰もが安心して生活ができるまちづくりを進めます。	
4	取組	1-4-1	生活保護制度の適正実施
		1-4-2	生活困窮者への自立の支援

## 2 新規・拡充事業等

1	事業名	1-4-1	生活保護世帯の子どもとその養育者の食育支援事業	担当課	生活福祉課	
	目的	生活保護受給世帯等の子どもに適切な食習慣・生活習慣を身につけてもらうことと、養育者への健康に関する相談と支援を行うことで将来の生活習慣病の発症を予防するとともに、自立を助長し、貧困の連鎖を防ぐ。			方向性	R2 拡充
	内容	生活保護受給世帯等の子どもたちの生活習慣や家庭の状況を把握するため家庭訪問を行い、調理実習を通して食生活をはじめとした健康に関する相談と支援を行う。また事業実施後にアンケートを行い、家庭訪問や調理実習が参加世帯の行動変容につながったか検証する。			R3 継続	R4 継続
2	事業名	1-4-1	生活保護受給者の生活習慣病の重症化予防事業	担当課	生活福祉課	
	目的	生活習慣病の自己管理が難しく自立が困難な者に対して、生活習慣病の重症化を予防するために、初回・継続・評価と連続した訪問や面談、指導等を行うことで適切な生活習慣を身につけ自立を助長する。またそれにより、将来的な医療扶助の増加を防ぐ。			方向性	R2 継続
	内容	保健師や管理栄養士が家庭訪問や電話等で対象者とともに健康課題を確認し、生活習慣改善に向けての目標を設定する。年間を通して訪問・面談等を行い、達成に向けての指導や支援を行う。			R3 継続	R4 継続
					R5 継続	R6 継続





## 1 施策の概要

1	施策	1-5	健康づくりや地域医療を充実する
2	対応するSDGs	  	
3	施策の方向性	<p>地域住民の健康保持・増進及び疾病予防を図る地域医療の充実に向け、地区担当制による保健活動の推進などを積極的に展開し、市として取り組むべき医療・保健・食育施策を推進します。地域で安心して暮らせるまちをめざし、地域医療体制の充実を図るとともに、すべての市民が主体的に地域との連携協力により健康づくりに取り組みます。</p>	
4	取組	1-5-1	健康づくりの推進
		1-5-2	感染症予防対策の推進
		1-5-3	地域医療体制の確保

## 2 新規・拡充事業等

1	事業名	1-5-1	胃部X線撮影装置等の更新	担当課	
	目的	健康増進法に基づき、今後も継続して胃がん検診を実施するため、必要な機器の更新を行う。		保健医療課	
	内容	胃がん検診を実施するために必要な機器が老朽化したため、胃部X線撮影装置及び撮影データを保存するサーバ等周辺機器を更新する。		方向性	
				R2	新規完了
				R3	
				R4	
R5					
R6					
2	事業名	1-5-1	いばらき健康マイレージ事業	担当課	
	目的	健康活動に対してポイント（インセンティブ）を付与し、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図る。		保健医療課	
	内容	<対象者>18歳以上の茨木市民 <市民ポイント> ①歩数ポイント 年齢・性別に応じた歩数達成条件超 10ポイント/1日 ②友達ポイント 茨木市民を紹介し登録完了（上限2人まで）300ポイント/1人につき ③健診ポイント 国保加入者で過去3年間特定健診未受診者 3,000ポイント		方向性	
				R2	拡充
				R3	継続
				R4	完了
R5					
R6					
3	事業名	1-5-2	ロタウイルスワクチンの定期接種化	担当課	
	目的	新たに定期接種化されるロタウイルスワクチンの予防接種を実施する。		保健医療課	
	内容	令和2年10月1日から、令和2年8月1日以降に生まれた者で、出生6週0日後から出生24週0日後又は32週0日後までの者を対象にロタウイルスワクチンの予防接種を実施する。		方向性	
				R2	新規
				R3	継続
				R4	継続
R5				継続	
R6	継続				
4	事業名	1-5-3	病院誘致に係るコンサルティング業務委託	担当課	
	目的	病院誘致に向けた基本整備構想策定のための資料等を作成する。		保健医療課	
	内容	求める市内の医療環境の方向性、誘致病院の役割・医療機能、整備手法、誘致に伴うリスク要因等の医療経営視点を含む専門的な必要事項を取りまとめ、病院誘致の検討に資する資料の作成等を行う。		方向性	
				R2	新規
				R3	完了
				R4	
R5					
R6					

## 1 施策の概要

1	施策	1-6	社会保険制度を安定的に運営する
2	対応するSDGs	 	
3	施策の方向性	社会保険制度の趣旨を踏まえ、すべての世代が相互に支えあい、健やかに暮らすことのできる仕組みを維持するため、財政運営の健全化と安定化を図り、市民の安心を確保します。	
4	取組	1-6-1	介護保険制度の安定的な運営
		1-6-2	国民健康保険制度の安定的な運営
		1-6-3	後期高齢者医療制度の安定的な運営
		1-6-4	国民年金制度の普及・啓発

## 2 新規・拡充事業等

1	事業名	1-6-1	訪問型サービス事業（総合事業事務事業）	担当課	長寿介護課	
	目的	専門職の中重度者に対する身体介護への重点化及び総合事業による生活支援サービスの多様化を推進する。（潜在ヘルパーの発掘）			方向性	
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護サービスA従事者を養成し、指定事業所を拡充する。</li> <li>地域の支え合いなどインフォーマルな組織を活用した生活支援サービスを創出する。</li> </ul>			R2	拡充
					R3	拡充
					R4	拡充
					R5	拡充
R6	拡充					
2	事業名	1-6-1	通所型サービスC事業	担当課	長寿介護課	
	目的	機能向上を短期集中型で行い重度化防止を図る。			方向性	
	内容	現在、保健医療センター内で事業を委託して実施しているが、需要に対応できていないことから、理学療法士等を配置しているデイサービス事業所等に委託し市内に5か所（圏域に1か所）の設置を目指す。			R2	継続
					R3	拡充
					R4	拡充
					R5	拡充
R6	拡充					
3	事業名	1-6-1	介護保険料（滞納繰越分）徴収事務	担当課	長寿介護課	
	目的	滞納繰越分の介護保険料収納率を向上させ、確実に納付している被保険者との公平性を確保し、適正な介護保険事務に努める。			方向性	
	内容	預金調査、差押事前通知、差押の件数を増やし、納付相談の機会や納付金額の増加につなげ、収納率の向上を目指す。			R2	拡充
					R3	継続
					R4	継続
					R5	継続
R6	継続					
4	事業名	1-6-2	国民健康保険等における納付コールセンターの拡充	担当課	保険年金課	
	目的	国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料に係る問合わせ対応の充実及び収納率の向上を図る。			方向性	
	内容	納付コールセンターの業務委託について、保険料賦課時の電話受付や被保険者の所得照会等の事務補助を拡充する。			R2	拡充
					R3	継続
					R4	継続
					R5	継続
R6	継続					